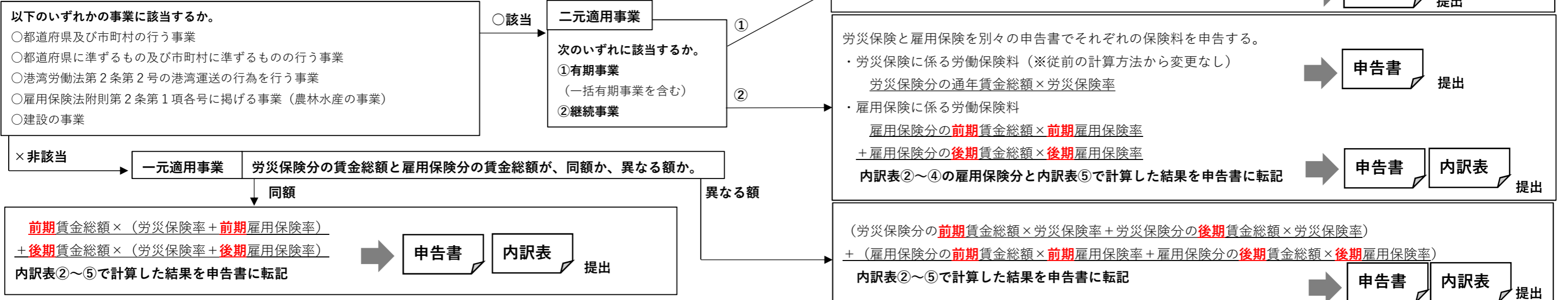


令和4年10月1日以降に保険関係が消滅した事業の令和4年度確定保険料の申告書の書き方

Step 1 : フローチャートで計算方法と提出物を確認



Step 2 : 内訳表の作成（内訳表の記載要領に従い太枠内を記載）

労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号	事業主住所	氏名		
区分(適用期間)	令和4年4月1日	令和4年9月30日	令和4年10月1日	令和5年3月31日	令和4年4月1日	令和4年9月30日	令和4年10月1日	令和5年3月31日
労働保険分	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の
雇用保険分	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の
雇用保険分	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の

① 算定期間
【労働保険分】
・令和4年4月1日以前に保険関係が成立した場合、「令和4年4月1日」
・令和4年4月1日以降に保険関係が成立した場合、その成立年月日
【雇用保険分】
・保険関係が消滅した年月日

② 保険料算定基礎額
【労働保険分】
・左欄の適用期間中に使用した労働者に係る賃金総額を(a)、(b)に記入
【雇用保険分】
・左欄の適用期間中に使用した雇用保険適用者に係る賃金総額を(c)、(d)に記入

③ 保険料率
【労働保険分】
・令和4年度の労災保険率を(f)に記入
・カット労災保険率が適用される場合は、令和4年度概算保険料申告書に記載された労災保険率を記入
【雇用保険分】
・令和4年度前期の雇用保険率を(g)に、後期の雇用保険率を(h)に記入
(注)厚生労働省HPで雇用保険率を確認できます

④ 確定保険料額(その1)
・④各欄に記載のとおり記入

⑤ 確定保険料額(その2)
・⑤各欄に記載のとおり記入
・雇用保険分のみ申告を行う場合は、(n)のみ記入し、(m)+(n)の欄には(n)の額を記入

⑥ 確定保険料額(その3)
・⑥各欄に記載のとおり記入

⑦ 確定保険料額(その4)
・⑦各欄に記載のとおり記入

⑧ 確定保険料額(その5)
・⑧各欄に記載のとおり記入

⑨ 確定保険料額(その6)
・⑨各欄に記載のとおり記入

⑩ 確定保険料額(その7)
・⑩各欄に記載のとおり記入

⑪ 確定保険料額(その8)
・⑪各欄に記載のとおり記入

⑫ 確定保険料額(その9)
・⑫各欄に記載のとおり記入

⑬ 確定保険料額(その10)
・⑬各欄に記載のとおり記入

⑭ 確定保険料額(その11)
・⑭各欄に記載のとおり記入

⑮ 確定保険料額(その12)
・⑮各欄に記載のとおり記入

⑯ 確定保険料額(その13)
・⑯各欄に記載のとおり記入

⑰ 確定保険料額(その14)
・⑰各欄に記載のとおり記入

⑱ 確定保険料額(その15)
・⑱各欄に記載のとおり記入

⑲ 確定保険料額(その16)
・⑲各欄に記載のとおり記入

⑳ 確定保険料額(その17)
・⑳各欄に記載のとおり記入

㉑ 確定保険料額(その18)
・㉑各欄に記載のとおり記入

㉒ 確定保険料額(その19)
・㉒各欄に記載のとおり記入

㉓ 確定保険料額(その20)
・㉓各欄に記載のとおり記入

㉔ 確定保険料額(その21)
・㉔各欄に記載のとおり記入

㉕ 確定保険料額(その22)
・㉕各欄に記載のとおり記入

㉖ 確定保険料額(その23)
・㉖各欄に記載のとおり記入

㉗ 確定保険料額(その24)
・㉗各欄に記載のとおり記入

㉘ 確定保険料額(その25)
・㉘各欄に記載のとおり記入

㉙ 確定保険料額(その26)
・㉙各欄に記載のとおり記入

㉚ 確定保険料額(その27)
・㉚各欄に記載のとおり記入

㉛ 確定保険料額(その28)
・㉛各欄に記載のとおり記入

㉜ 確定保険料額(その29)
・㉜各欄に記載のとおり記入

㉝ 確定保険料額(その30)
・㉝各欄に記載のとおり記入

Step 3 : 申告書へ転記



確定保険料申告書

確定区分	算定期間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで
労働保険料	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険分	562,356円	1000分の	561円
雇用保険分	282,621円	1000分の	282円
雇用保険分	279,735円	1000分の	279円
一般拠出金	562,356円	0.02	11,247円

<注意事項>

✓ 一般拠出金の計算方法は、従前のとおり、**労災保険分の通年賃金総額 × 一般拠出金率** です。

一元適用事業の申告書では、
 労災保険分の賃金総額 **562** と
 一般拠出金の賃金総額 **562** とが、
 一致しない場合があります。

(例) 一元適用事業で労災保険分の通年賃金総額 562,356円 のとき、
 ・ 内訳表を用いて前期/後期を分けて算出した後に申告書に転記する労災保険分の賃金総額
 前期賃金総額282,621円→282千円 後期賃金総額279,735円→279千円 合計 → **561千円**
 ・ 一般拠出金の算定基礎額となる通年賃金総額 562,356円 → **562千円**